

相模原市立市民・大学交流センターの効果的な事業展開に向けた サウンディング型市場調査の結果概要を公表します

相模原市立市民・大学交流センターの設置目的を達成するための新たな取組や施設の有効活用等の検討にあたり、庁内検討では把握することが難しい市場性の有無や民間のアイデア等を聴取するため、民間事業者等の皆様との直接対話を行う「サウンディング型市場調査」を実施いたしましたので、その結果を公表します。

1 実施経過

- ・平成29年6月26日(月) 実施要領の公表
- ・平成29年7月5日(水) 事前説明会の開催 【参加団体：1団体】
- ・平成29年8月24日(木) 対話の実施 【参加団体：1団体】

2 調査内容

(1) 調査対象施設の概要

施設名称：相模原市立市民・大学交流センター（ユニコムプラザさがみはら）

所在地：相模原市南区相模大野3丁目3番2-301号

(2) 主な対話内容

- ・施設の設置目的の達成に向けた取組について
- ・施設の有効活用について
- ・指定管理者制度の枠組み以外による運営形態について

3 結果概要

別紙のとおり

4 今後の予定

今回のサウンディング型市場調査の結果を踏まえ、平成31年度以降の管理運営に向けて、適切な管理手法や具体的な公募条件等の検討を進めてまいります。

【担当課】

市民協働推進課（協働・大学連携班）

電話 042-769-9225

1 施設の設置目的の達成に向けた取組について	
(1) 市民と大学との連携に向けた新たな取組	<ul style="list-style-type: none"> ・市で「何か一緒にやりたい」というセクター横断の「信頼プラットフォーム」を築き、次々とアイデアを実現に導く仕組みづくりが必要であるとの提案がありました。 ・フラッグシップ(最重要)事業として、施設の設置目的である地域課題の解決、地域の活性化に直接的に寄与する事業を実施し、事業のプロセスを市民に開かれたものとし、情報発信することで、市民の参加を促すことについて提案がありました。
(2) 担い手を育成する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・あらゆる相談、連携がスムーズに行えるように、市民、企業、行政、大学、NPOのそれぞれにファシリテーターを育成することについて提案がありました。
(3) 満足度を高めるサービスの工夫	<ul style="list-style-type: none"> ・施設に来ることで地域課題を知り、仲間を見つけ、地域に貢献するきっかけをつくることについて提案がありました。
(4) 成果指標	<ul style="list-style-type: none"> ・短期的成果指標と中長期的成果指標とのバランスをとる必要があるとの提案がありました。
2 施設の有効活用について	
(1) フリースペースの有効活用	<ul style="list-style-type: none"> ・市民を協働に招き入れる仕掛けが必要であり、市民が少しずつ協働に関心を持ち、周辺参加し、参画するに至るステップに沿って、全体の空間を再定義することについて提案がありました。
(2) 立地条件からのアピール	<ul style="list-style-type: none"> ・小田急線沿線企業のサテライトオフィスとしての活用により、収入を得ると同時に、地域課題解決への参画を促すことについて提案がありました。
3 指定管理者制度の枠組み以外による運営形態について	
(1) 指定管理者制度の枠組み以外の運営形態	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者制度の枠組みについてどうかという以上に、行政と指定管理者の協働が運営開始後も続くことが、何より重要であるとの提案がありました。
(2) 施設運営に係るコスト	<ul style="list-style-type: none"> ・設置目的に合ったプログラム運営に必要な体制から費用を計算することが重要であり、設置目的に合った指定管理業務、収益業務、自主事業を実施することについて提案がありました。
4 その他	
<p>総括として、次の考え方について提案がありました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域課題の解決、地域の活性化を「施設」がしてくれるわけではない。そこにはビジョンがあり、そのビジョンに共感するコミュニティが生まれ、そこで人が育ち、協働し、その一人ひとりが地域課題に取り組み、地域を活性化する。 ・従来の「公共施設の指定管理」の考え方を180度転換し、「目的達成のための指定管理」という新しい発想を持つ必要がある。それはプログラムであり、ノウハウであり、ネットワークであり、コミュニティである、つまり、すべての管理すべきものは「形のない資産」である。 ・日本で例のない公共施設における「無形資産の指定管理」というチャレンジに立ち向かう覚悟を持って、全庁的に協力し取り組む必要がある。 	